

令和4年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
畜産課	防疫資機材調達等防疫対応業務委託	防疫資機材調達等防疫対応業務	令和5年1月19日 ~ 令和5年2月12日	滋賀建機株式会社	11,994,171	「家畜伝染病予防法」第16条および第21条によると殺、死体の処理について、令和2年7月1日農林水産大臣公表「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」第7の1と2に基づき、それぞれ24時間以内、72時間以内に完了する必要があるため。	5	
畜産課	防疫資機材調達等防疫対応業務委託	防疫資機材調達等防疫対応業務	令和5年1月21日 ~ 令和5年2月12日	滋賀県ベストコントロール協会	21,877,163	令和2年7月1日農林水産大臣公表「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」第11の1に基づき、早急に消毒ポイントを設置する必要があるため。	5	
耕地課	埋蔵文化財(六地藏遺跡)発掘調査委託	県営ほ場整備事業に係る埋蔵文化財(六地藏遺跡)の記録保存を目的とする発掘調査業務	令和5年3月17日 ~ 令和6年3月29日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	66,841,500	埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護法に基づいて行うもので、適切に行うには特殊な技術・技能が必要であり、県内の歴史文化や地理地勢に精通し、発掘経験豊富な者は当該相手方の他に存在しないため。	2	3イ
耕地課	埋蔵文化財(高野遺跡)発掘調査委託	県営ほ場整備事業に係る埋蔵文化財(高野遺跡)の記録保存を目的とする発掘調査業務	令和5年3月17日 ~ 令和6年3月29日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	14,550,800	埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護法に基づいて行うもので、適切に行うには特殊な技術・技能が必要であり、県内の歴史文化や地理地勢に精通し、発掘経験豊富な者は当該相手方の他に存在しないため。	2	3イ
湖北農業農村振興事務所	井之口地区換地処分等事務委託	換地処分等事務	令和5年2月22日 ~ 令和5年3月28日	米原市	8,687,000	換地業務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している機関のみが実施可能と考え、この機関は受益者で構成された土地改良区または市の他にないため。	2	3イ